

○筑穂ふれあい交流広場事業運営費補助金交付要綱

平成25年9月13日

飯塚市告示第281号

(趣旨)

第1条 この告示は、筑穂ふれあい交流広場事業の運営を行うため、事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、筑穂地区まちづくり協議会とする。

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 筑穂ふれあい交流広場の運営事業(初度設備費を含む。)
- (2) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式、その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。